

■ 市 民 活 動 ■

総 合 窓 口

住民票等の各種証明の交付事務、戸籍の届出及び住民異動受付事務並びに住民異動に伴う手続時間の短縮及び住民サービスの向上を目指して、各種届出の受付、申請書の作成・案内を行っている。

平成23年7月からは、職員の異動等に影響されない安定したサービスを提供するため、業務の一部を委託している。

1. 主な業務委託内容

(1) 届出受付関係

- ① 出生、婚姻、死亡届等の戸籍事務
- ② 転入、転出、転居等の住民異動事務
- ③ 旅券受付・交付事務

(2) 証明書交付関係（住民票、戸籍証明は郵送での交付事務を含む）

- ① 住民票の写し
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 戸籍全部事項証明書・個人事項証明書
- ④ 所得証明書、市・府民税（非）課税証明書
- ⑤ 納税証明書、軽自動車納税証明書

(3) 住民異動に関連する手続関係

- ① 指定ごみ袋の配布
- ② 水道閉開栓
- ③ 印鑑登録
- ④ 国民健康保険
- ⑤ 児童手当
- ⑥ 介護保険
- ⑦ 各種医療
- ⑧ 学務（転入退学）

(4) 販売物

燃えないごみ用袋(10 ㍻、20 ㍻、30 ㍻)

2. コンビニ交付

平成 29 年 2 月 9 日より、全国のコンビニエンスストア及び伏見台コミュニティプラザのキオスク端末で、利用者証明用電子証明書付きのマイナンバー（個人番号）カードを使用して各種証明書（戸籍謄抄本・戸籍附票の写し・住民票の写し・印鑑登録証明書）を取得できるサービスを開始した。また、令和 6 年 11 月 1 日より、手数料を窓口と比べて 100 円減額し交付している。

年度別証明書発行件数 ※（）は内伏見台コミュニティプラザ数

種 別	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
戸籍謄本及び抄本	1,858 件 (15 件)	2,961 件 (18 件)	2,424 件 (9 件)
戸籍附票の写し	188 件 (1 件)	255 件 (1 件)	201 件 (0 件)
住民票の写し	9,277 件 (50 件)	11,963 件 (67 件)	13,207 件 (48 件)
印鑑登録証明書	6,058 件 (95 件)	8,550 件 (99 件)	9,039 件 (65 件)
合 計	17,381 件 (161 件)	23,729 件 (185 件)	24,871 件 (122 件)

3. エンゼル祝金・祝品の支給

出生を祝福し、子育て家庭の暮らしをサポートする目的で、平成 9 年 4 月 1 日より第 3 子以上の新生児を出産された方にエンゼル祝金を支給していた。

平成 19 年 11 月から平成 21 年 3 月までは、大阪府出産育児応援事業が実施されたことに伴い、エンゼル祝金制度の見直しを行うと共に、1 人目・2 人目の出産に祝品を贈呈し、平成 21 年 4 月からは 2 人目を出産された方のみに祝品を贈呈していた。平成 24 年 3 月 31 日のエンゼル祝金条例の失効に伴い、平成 24 年 4 月からは 3 人目以上を出産された方にも祝品を贈呈し、平成 26 年 4 月からは対象を第 1 子以上に拡大し、株式会社池田泉州銀行の協力のもと、一律 1 万円の積立式定期預金通帳（1 子につき）を祝品として贈呈している。また、平成 29 年 4 月 1 日より第 3 子以上を出生された方への祝品の積立式定期預金通帳の額を 5 万円に拡大し、支給要件も 1 年以上居住を 6 ヶ月に緩和している。

併せて、平成 29 年 4 月 1 日からダイハツ工業株式会社の協力によりエンゼル車提供制度が、要件を第 4 子以上を第 3 子以上に及び 1 年以上居住を 6 ヶ月に緩和して、再開した。令和 6 年度は 54 名にエンゼル車資格証明書の交付を行った。

支給者数

種 別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
第 1 子(積立式定期預金通帳)	250 人	232 人	202 人	178 人	188 人
第 2 子(積立式定期預金通帳)	216 人	185 人	197 人	179 人	138 人

第3子(積立式定期預金通帳)	78人	79人	84人	70人	60人
第4子以上(積立式定期預金通帳)	20人	16人	23人	21人	27人
合 計	564人	512人	506人	448人	413人

4. 旅券の発給事務

平成25年6月より、日本国籍を有する池田市民及び池田市に住民登録はないが、単身赴任や通勤・通学などの理由で池田市に居所がある方を対象に旅券の申請及び交付を行っている。平成28年7月からは旅券発給事務の一部を委託開始している。

また、平成29年7月より、豊能町の旅券の受付・交付事務を受託している。

交付者数

※ () は内豊能町数

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
10年 (20歳以上)	597人 (89人)	447人 (61人)	1,257人 (115人)	2,317人 (192人)	2,288人 (185人)
5年 (12歳以上)	183人 (22人)	81人 (10人)	291人 (38人)	856人 (86人)	990人 (86人)
5年 (12歳未満)	33人 (2人)	39人 (6人)	155人 (10人)	323人 (12人)	315人 (20人)
変更(2)	33人 (1人)	13人 (0人)	32人 (2人)	74人 (2人)	51人 (1人)
増補	3人 (0人)	3人 (0人)	3人 (0人)	-	-
計	849人 (114人)	583人 (77人)	1,738人 (165人)	3,570人 (292人)	3,644人 (292人)

5. 社会保障・税番号制度事務事業

マイナンバー（個人番号）カードはマイナンバーが記載された顔写真付のカードで、平成28年2月2日より交付を行っている。また、再交付には手数料1件800円（電子証明書入りの場合は1,000円）、特急再発行の場合は、1件1,800円（電子証明書入りの場合は2,000円）が必要である。

交付・再交付件数

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付件数	15,494件	16,406件	20,063件	11,953件	9,065件
再交付件数	147件	191件	323件	401件	582件

葬

祭

1. 市営葬儀

市営葬儀は、厳粛かつ低廉な葬儀を目指し、指定管理者により運営を行っている。

(1) 葬祭施設等の使用料

① 斎場・やすらぎ会館の使用料（令和7年4月1日現在）

		基 本 料 金		摘 要
		使用区分	金 額	
斎 場		告 別 式	15,200 円 (2 時間以内)	1 時間までを増す毎に 7,600 円
		通夜及び告別式	152,700 円 (16 時～翌正午)	1 時間までを増す毎に 7,600 円
やすらぎ会館	浄心の間 白露の間	通夜及び通夜以外	36,600 円 (16 時～翌 16 時)	1 時間までを増す毎に 1,500 円
	寺院控室		3,000 円 (2 時間以内)	1 時間までを増す毎に 1,500 円

② 市営葬儀の料金（令和7年4月1日現在）

（単位：円）

		葬祭用具 使 用 料	消耗品料	火 葬 料	計	霊柩車使用料 (10 km まで)
仏 式	1	27,500	45,200	10,000	82,700	12,000 (ワゴン型)
	2	40,700	45,200	10,000	95,900	
	3	111,000	45,200	10,000	166,200	
	4	176,200	45,200	10,000	231,400	
神 式	5	27,500	33,700	10,000	71,200	
	6	61,100	33,700	10,000	104,800	
キリスト教式		7	27,500	31,100	10,000	68,600

③ 葬祭場駐車場の使用料（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		使 用 料	摘 用
一般弔問者	午前 8 時～午後 10 時	300 円 (2 時間以内)	1 時間までを増す毎に 600 円
	午後 10 時～翌日午前 8 時	1,000 円	—
葬儀施設使用者（喪主関係）による専用利用		3,000 円	午後 4 時～翌日午後 4 時まで

（２）葬祭施設等の利用状況

① やすらぎ会館

年 度	利 用 件 数
令和 2 年度	391 件
令和 3 年度	401 件
令和 4 年度	440 件
令和 5 年度	469 件
令和 6 年度	496 件

②市営葬儀

年 度	市内死亡者火葬件数 (死産除く)	市 営 葬 儀 件 数 (死産・直葬除く)	市営葬儀執行(%)
令和 2 年度	911 人	316 件	34.7
令和 3 年度	879 人	292 件	33.2
令和 4 年度	972 人	362 件	37.2
令和 5 年度	1,005 人	397 件	39.5
令和 6 年度	1,026 人	417 件	40.6

2. 火葬場

(1) 施設の概要

所 在 地	池田市桃園 2 丁目 2 番 5 号
延 床 面 積	283.64 m ²
火 葬 炉	5 基
汚物・死獣焼却炉	1 基
使 用 燃 料	白灯油

(2) 火葬場使用状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数	1,130 件	1,169 件	1,287 件	1,403 件	1,372 件

空 港

概要

大阪国際空港所在市（池田市・豊中市・伊丹市）のひとつとして、大阪国際空港周辺都市対策協議会（10 市協）と歩調を合わせ、本市議会「空港・交通問題調査特別委員会」を中心に、関係機関に対して安全・安心の確保や周辺環境対策の充実、国内長距離路線増便・近距離国際線復便等の利用者利便の向上、災害時における輸送拠点空港としての防災機能の強化などを要望している。

また、「大阪国際空港周辺地域活性化連絡会」（空港周辺 7 市、大阪航空局、大阪府、兵庫県で構成）の加盟市として、空港および周辺地域の活性化の実現に向け、各種事業に取り組んでいる。

一方、大阪国際空港を発着する航空機の騒音について、定期的に検証を行うとともに、これまで共同利用施設の建設、学校等の防音工事を施工しており、加えて、現在も引き続き民家防音工事で設置された空調機器の更新工事に対して住民負担の軽減をはかるための助成制度を実施している。（令和 6 年度補助実績：5 件）

航空業界を取り巻く環境は、インバウンドが好調で 2024 年の関西国際空港の外国人旅客数は約 1,892 万人と過去最高を記録する一方、大阪国際空港の旅客数はコロナ禍前の水準には約 1 割及ばない状況が続いている。今後は、安全・安心の確保と環境対策を最優先とした上で、時代の要請に応え、地域と調和しつつ、関西 3 空港のポテンシャルを発揮し、関西全体の成長・発展につながるよう関係者とともに取り組みを続けて行きたい。

（参考）大阪国際空港の現状

大阪国際空港の運営については、平成 24 年 7 月 1 日から新関西国際空港株式会社によって行われてきたが、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）や、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（経営統合法）等の枠組みを活用し、平成 28 年 4 月 1 日から、民間資本 100%の関西エアポート株式会社による運営が始まり、さらに平成 30 年 4 月から神戸空港も含め、同社による関西 3 空港一体運営が開始され、新たなステージに入った。

今後は、安全・環境対策に万全を期した上で、国が取り組んでいる、観光先進国実現に向けた施策への貢献や、地域・時代の要請に応えるため、わが国有数の基幹空港として、大阪国際空港のポテンシャルをフルに活用し、利用者利便の向上を目指さなければならない。

イベント・シティプロモーション・観光

1. イベント関係

令和6年度実施状況

行 事 名	実 施 日	主 催 団 体
第70回池田五月山さくらまつり	4/6・7	池田五月山さくらまつり実行委員会
第34回花菖蒲まつり	6/8 6/9 は雨天のため中止	「親と子の集い」実行委員会
第52回池田市民カーニバルいけだ・いらっしやい祭「石橋まつり 大盆踊り大会」	7/27・28	石橋まつり実行委員会
第76回猪名川花火大会	8/17	猪名川花火大会開催委員会
第52回池田市民カーニバルいけだ・いらっしやい祭「いけだ・いらっしやいフェスティバル2024」	8/24	いけだ・いらっしやいフェスティバル実行委員会
大一文字点灯・大文字献灯がんがら火祭り	8/24	大一文字・がんがら火保存会 大文字・がんがら火保存会

2. シティプロモーション

池田市シティプロモーション戦略を策定し、地域への関与意欲を高め、まちづくり人口の拡大を目的に、以下の取組を行った。

- ・暮らしの魅力を紹介するライフスタイルブック「THE GOOD LIFE IKEDA」の増刷
- ・池田の魅力 子どもコンテストの開催
- ・ワークショップ「池田の魅力見つけ隊」の開催
- ・ウォンバット課（自称）による SNS 発信

3. 観光振興対策

(1) いけだ回遊推進事業（観光案内所とゲストインフォメーションの運営委託）

令和6年9月まで「観光案内所管理運営事業」「池田駅周辺エリア回遊推進事業」として実施していた事業を「いけだ回遊推進事業」に統合。プロポーザルの結果、10月からは引き続き Ikeda Role and Creation（株）が受託事業者として運営。

【実施状況】

観光案内所 令和 6 年度入場者数

開館日数	入館者数	1 日当たり平均
306 日	20,920 人	68 人

ゲストインフォメーション 令和 6 年度入場者数

開館日数	入館者数	1 日当たり平均
306 日	30,025 人	98 人

(2) 観光促進事業

本市への観光客数増加を図るべく、観光協会等を主体として、観光大使の支援、市内外のイベントでの PR、ウォンバットの PR、いけだ観光回遊ツアーの実施、デジタルマーケティング事業、万博 PR グッズ作成、タッチパネル式デジタルサイネージの設置、池田市観光協会ホームページの管理運営、ふくまる事業の実施などを行った。

観光客数（市内の主な観光施設）

（単位：人）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
五月山動物園	319,169	314,639	68,162
都市緑化植物園	81,847	79,888	79,891
池田城跡公園	176,774	170,345	172,532
落語みゅーじあむ	18,191	17,394	16,678
逸翁美術館	19,884	23,819	17,381
小林一三記念館	16,553	21,348	17,512
池田文庫	1,522	1,853	1,446
ヒューモビリティワールド	11,303	10,745	14,023
カップヌードルミュージアム 大阪池田	436,000	690,000	758,000
久安寺	33,609	32,660	33,971
計	1,114,852	1,362,691	1,179,596

ふくまるくん X アカウント フォロワー数

	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
フォロワー数	2,525 人	3,155 人	3,610 人

(3) 広域観光推進事業

阪急電鉄と共催で、阪急宝塚沿線の地域の魅力を発信するイベント「観光あるき」を開催している。

商 工 振 興

1. 商工振興対策

(1) 商工業や中心市街地の活性化

商業の振興・活性化を図るため、各種商業団体等が実施する事業やイベントに対して補助金を交付していく。また、商店街等を支援することで、中心市街地の活性化を推進していく。

(2) 創業支援

ビジネスコンテストである事始め奨励大賞開催による創業意欲の促進や、創業支援施設「いけだピアまるセンター」に設置している企業育成室の低廉な賃料での貸し出し、池田商工会議所や金融機関と連携した創業支援「事始めアシスト池田」など、創業事業活動の支援に努める。

(3) 中小企業融資

中小企業の経営の安定を図るため、大阪府の融資制度を活用し市内各金融機関と連携した、運転・設備資金が必要な事業者に向けた、「池田市中小企業融資制度」を積極的に周知していく。

(4) 池田ブランド

池田ならではの商品、池田らしい商品を開発・販売する事業者を応援するため、優れた地域産品を募集し、商品の付加価値を高めるため「池田ブランド認定品」として認定する。

消 費 者 行 政

1. 消費者相談・苦情あっせん処理事業

池田市立消費生活センター（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く平日、午前9時30分～午後4時）において消費生活コンサルタントが市民の相談に応じ、苦情あっせんの処理を行う。

相談・苦情受付件数

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
商 品	539件	564件	573件
サービス	352件	385件	352件
そ の 他	44件	38件	39件
合 計	935件	987件	964件

2. 消費者啓発事業

各種団体等の要請に応じて、消費生活コンサルタントを講師として派遣したセミナーを開催するほか、市内各種イベントでの啓発、市広報誌への掲載等、さまざまな手法を用いて、消費者トラブル防止に関する啓発を実施する。

3. 監視取締事業

事 業 名	備 考
家庭用品・特定製品に関する立入検査	家庭用品198点 特定製品50点

労 働 福 祉 行 政

1. 就労・労働支援事業

働く意欲がありながら、さまざまな就労阻害要因のために就労できない方に対して、雇用・就労支援を行うほか、雇用環境の充実を図るため、労働に関する施策や府及び関係団体が実施する各種講座・講習・相談等の事業のPRを行う。

事 業 名	参加人数等
地域就労支援事業（しごと相談・支援センター）	延べ相談件数42件
空港で働こうフェア	73人
シニア就職フェア	43人
就活講座・個別相談	1人

2. 池田市勤労者互助会

市内中小事業所で働く従業員と事業主のための福祉共済制度を提供する池田市勤労者互助会に補助金を交付することで、市内事業所における福祉の向上と雇用の安定を図る。

会員状況（令和6年3月31日時点）	事業所数	会員数
	70事業所	634会員

みんなでつくるまちの寄付事業

1. 概要

寄附を通じたまちづくりへの参画推進や自主財源確保を目的とした「池田市みんなでつくるまちの寄付条例」に基づき、寄附金を募っていくほか、対象者には返礼品を贈呈する。

2. 寄付状況

令和6年度中の寄付は下表の通り。集まった寄附金は各基金へ積み立てていくほか、当該年度の事業に活用していく。

寄 付 指 定 事 業	件 数	金 額(円)
消防の充実に関する事業	88	2,352,200
地域コミュニティの推進に関する事業	88	2,237,500
商工、農林及び園芸の振興に関する事業	123	3,219,800
観光の振興に関する事業	257	6,039,075
	2	241,853
五月山の保全事業	73	2,326,000
郷土の歴史・文化・遺産を守り伝える事業	71	2,602,001
ウオンバットがいる五月山動物園の再整備事業	707	17,326,029
大型遊具設置事業	15	608,000
寄付金に係る事業を指定しない	3,117	78,787,910
まち・ひと・しごと創生事業(企業版ふるさと納税)	1	1,000,000
	6	1,532,780
市民安全の充実に関する事業	964	26,042,746
	1	50,000,000
公益活動の促進に関する事業	43	1,115,000
文化の振興に関する事業	119	2,971,300
環境の保全及び改善に関する事業(環境関係)	170	4,328,600
環境の保全及び改善に関する事業(緑化関係)	31	3,653,580
保健福祉の充実に関する事業	228	5,086,700
高齢者健康維持・増進事業	81	2,239,100
子育て支援の充実に関する事業	1,585	35,330,300
公共施設の充実に関する事業	56	1,144,200
教育の充実に関する事業	219	7,870,107
スポーツの振興に関する事業	89	2,702,917
くれば音楽堂の耐震補強・設備更新のため	14	335,900
歴史と伝統の「猪名川花火大会」応援事業	52	3,037,100
市立池田病院による地域医療提供体制の充実・強化のため	95	3,783,500
計	8,295	267,914,198

人 権 ・ 文 化 国 際

1. 人権施策の推進

平成 9 年 7 月施行の「人権を大切にすまちづくりの推進に関する条例」、平成 19 年 3 月策定の「池田市人権行政基本方針」、さらに平成 26 年 12 月に制定した「池田市いじめ問題調査委員会条例」に基づき、あらゆる差別の解消をめざし、市民一人ひとりが人権問題の正しい理解と認識を深め、差別のない明るい社会の実現のため、人権行政を総合的に推進している。

2. 人権啓発活動

市民啓発については、様々な課題をテーマに人権リーダー養成講座を開催し、差別のない明るい地域社会の実現と人権尊重の精神を広め、人権意識の向上と理解に努めている。

また、市民団体、労働団体、官公庁などで構成する「池田市人権擁護推進協議会（昭和 52 年 12 月結成）」を中心に、人権週間の街頭啓発や、ヒューマンライツ・シネマ（人権映画会）、市内在住の 4・5 歳児、小・中学生の応募作品から選考したポスターや小学生による人権標語を掲載した人権カレンダーを作成し、市立学校園・公共施設に配置するなど、各団体と連携して啓発活動を実施、市民ぐるみで人権尊重の意識高揚を図っている。

3. 人権擁護活動

人権侵害に対し、迅速かつ適切な人権保護・救済が受けられるよう、人権相談窓口を開設している（市役所、人権文化交流センター）。また、法務大臣から委嘱を受けた 11 名の人権擁護委員による電話相談のほか、「人権擁護委員の日」には特設人権相談などを実施して、人権擁護と人権思想の普及高揚に努めている。

4. 男女共同参画施策の推進

男女共同参画社会の実現のため、池田市男女共同参画推進条例、第3次池田市男女共同参画推進計画（いけだパートナーシップ21）に基づき、全庁的に男女共同参画施策の推進に努めている。

- ①男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況についての報告書を発行する。
- ②市が実施する男女共同参画推進施策等への苦情・意見及び男女共同参画の推進を阻害する人権侵害について、第三者的な立場の苦情処理委員が公正に調査し、必要に応じて市長が助言、是正の要望等を行う苦情処理制度を実施している。
- ③緊急に生命または心身に危害を受けるおそれのあるDV被害者等の生命の安全と福祉の向上を図るため、緊急一時保護・避難支援制度を実施している。

5. 男女共同参画啓発事業

ポスターの展示や啓発誌の発行など、男女共同参画社会づくりへの気運の向上を図っている。

＜令和6年度実施内容＞

- ①「男女共同参画週間」及び「女性に対する暴力をなくす運動」時にポスターの展示及びリーフレット等の配架
- ② 啓発パンフレットを作成

6. ダイバーシティセンター

ダイバーシティ社会（国籍、文化的背景、性別、性的指向、性自認、年齢、障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりが持つ多様な違いを互いに尊重し、認め合い、全ての者が対等な構成員として共に安心して暮らすことのできる地域社会）の形成に資することを目的として、2022（令和4）年4月、ツナガリエ石橋5階に設置。センターでは、女性相談、外国人相談のほか、ダイバーシティ社会の推進をめざして、男女共同参画・多文化共生分野の啓発事業を実施。また、会議室等の貸し出し、ツナガリエ石橋の施設管理を行っている。

階	名称	定員	午前 9 時～正午	午後 13 時～17 時	夜間 18 時～20 時
5 階	会議室 1	8 人	300 円	400 円	200 円
	会議室 2	8 人	300 円	400 円	200 円
	会議室 1・2	16 人	600 円	800 円	400 円
	会議室 3	10 人	500 円	700 円	300 円
	多目的スペース	50 人	2,500 円	3,300 円	1,700 円
2 階	会議室 4	6 人	200 円	300 円	100 円

7. 人権文化交流センター

人権文化交流センターは、あらゆる人権問題の解消のため、各種講習・講座を実施するとともに、人権関係の情報誌等による情報提供を行い、人権啓発の学習及び交流の場として、地域住民に親しまれる運営に努めている。

市民相談を通し、生活上のさまざまな課題や住民のニーズに対応した地域住民への自立支援を図っている。

また、老人福祉センターの機能を活かし、健康相談・浴室開放等を実施し、老人福祉の向上にも努めている。

災害時における避難場所の役目を担っている。

市 民 相 談	毎週	月曜日～金曜日	午前 9 時～午後 5 時
健 康 相 談	医師	毎月の第 2 水曜日	午後 2 時～午後 3 時
浴 室 開 放	毎週	月・水・金曜日	午後 2 時～午後 4 時
講 習 ・ 講 座	適時	料理教室、お誘い講座、健康体操、脳トレ体操、クチトレ等	

8. 国際交流事業

昭和 40 年（1965 年）にオーストラリアローンセストン市と姉妹都市提携を、また昭和 56 年（1981 年）には中国蘇州市と友好都市提携を結び、行政レベル、市民レベルの交流を続けている。

9. 文化振興奨励事業

市民の文化・スポーツ活動を奨励するため、文化やスポーツの分野で功績のあった個人や団体へ文化振興奨励金を交付し、また文化活動を支援するため、団体等へ補助金を交付している。

10. 文化施設の管理運営

市民文化会館、カルチャープラザ、ギャラリー、上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ）といった市の施設を指定管理し、市民の文化活動を支援している。

【市民文化会館】

＜指定管理者＞

一般財団法人 いけだ市民文化振興財団

＜使用料＞

種 別	定 員	面積(㎡)	区 分	時間区分（単位：円）			
				昼	夜	時間区分別	全 日
				午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時～正午 午後1時～午後5時 午後6時～午後10時	午前9時 ～午後10時
大 ホール	固定席1,066席 車椅子スペース6席	1,198.88	平 日	61,100	86,500	50,900	101,800
			土・日・休日	86,500	122,200	71,200	142,500
小 ホール	固定席 243席 車椅子スペース2席	393.14	平 日	25,400	30,500	16,200	34,600
			土・日・休日	28,500	37,600	20,300	42,700
コンベンションルーム	テーブル席156席 (椅子席のみ300席)	230.00	平 日	17,300	23,400	13,200	28,500
			土・日・休日	22,400	30,500	16,200	35,600
イベントスペース	椅子席 230席	304.14	平 日	21,300	27,500	15,200	32,500
			土・日・休日	29,500	37,600	20,300	45,800
種 別	定 員	面積(㎡)	区 分	時間区分（単位：円）			
				午 前	午 後	夜 間	全 日
				午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
中会議室	49名	83.63	1室につき	3,000	5,000	6,100	12,200
小会議室①	12名	42.52		1,500	2,500	3,000	6,100
小会議室②	14名	40.16		1,500	2,500	3,000	6,100
和 室	16名	52.93		2,000	3,000	3,500	7,100
スタジオA	—	16.59	1室につき	2時間 1,000円			
スタジオB	—	34.10		2時間 3,500円			
スタジオC	—	16.38		2時間 1,500円			
スタジオD	—	15.75		2時間 2,000円			
スタジオE	—	73.46		2時間 4,000円			
レコーディングスタジオ	—	30.37		2時間 7,100円			
録音室	—	14.20		1時間 6,100円			

<令和6年度施設利用件数>

	大ホール	小ホール	コンベンション ルーム	会議室 関係	イベント スペース	スタジオ 関係	計
市外	97 件	85 件	105 件	389 件	72 件	401 件	1,149 件
市内	77 件	78 件	72 件	282 件	79 件	472 件	1,060 件
計	174 件	163 件	177 件	671 件	151 件	873 件	2,209 件

【カルチャープラザ】

<指定管理者>

一般財団法人 いけだ市民文化振興財団

<使用料>

種別\時間区分	午前9時～午後6時		午後6時～午後9時	
工 芸 室	1 時間当たり	1,000 円	1 時間当たり	1,500 円
多 目 的 ホール	1 時間当たり	3,000 円	1 時間当たり	4,000 円
和 室	1 時間当たり	500 円	1 時間当たり	800 円
研 修 室 (A・B)	1 時間当たり	500 円	1 時間当たり	800 円
研 修 室 (A B)	1 時間当たり	1,000 円	1 時間当たり	1,600 円
会 議 室	1 時間当たり	1,500 円	1 時間当たり	2,000 円

※工芸室において陶芸用焼窯使用の場合は、1回当たり使用料5,000円を加算する。

<令和6年度施設利用件数>

時間数	人 数	有 料		無 料	
		時間数	人 数	時間数	人 数
11,045 時間	38,462 人	1,489 時間	10,923 人	9,556 時間	27,539 人

【ギャラリー】

<指定管理者>

一般財団法人 いけだ市民文化振興財団

<使用料>

水曜日～翌週月曜日までの6日間、50,000円

<令和6年度施設利用件数>

31週、入場者数10,481人

【上方落語資料展示館（落語みゅーじあむ）】

< 指定管理者 >

落・楽倶楽部『いけだ』

< 令和 6 年度施設利用件数 >

入館者数 (落語会含む)	1 日当たり 平均	落語会関係		
		回数	入館者数	1 回当たり
16,678 人	55 人	13 回	965 人	74 人

地 域 分 権 制 度

1. 制度導入の経緯

池田市では、平成 18 年 4 月に「池田市みんなでつくるまちの基本条例」を制定し、市民、市議会及び市の協働によるまちづくりを進めている。

そのような中で、平成 19 年 6 月に「自分たちのまちは自分たちでつくる」を合言葉に「池田市地域分権の推進に関する条例」を制定し、市民が自主的・自立的にまちづくりを行うことで、地域内の共通課題の解決を図り、市との協働でまちづくりを進めていこうとする「地域分権制度」を全国に先駆けて導入した。

2. 制度の概要

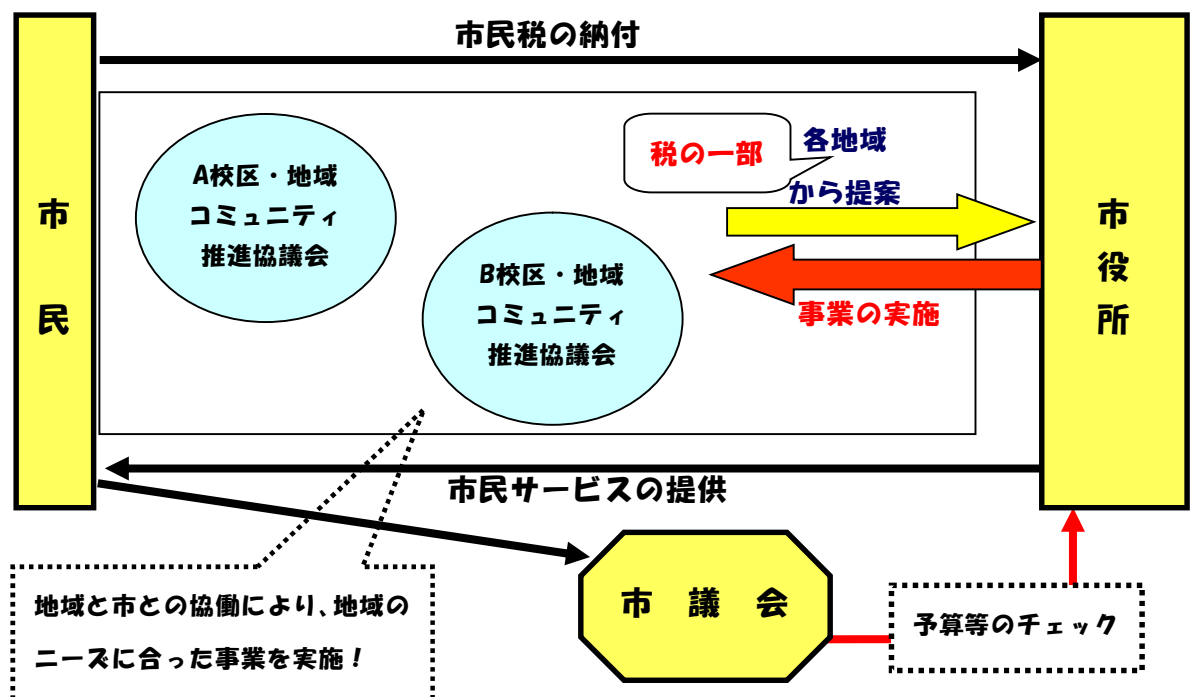
地域の共通課題を解決するため、小学校及び義務教育学校の通学区に設置された地域コミュニティ推進協議会に予算提案権を付与し、暮らしやすいまちづくりを実現する。

【協議会の権限】

- ・地域の課題やニーズに合った事業を市に（予算）提案
- ・市が現在行っている事業を市との協働により実施
- ・自主活動の実施

【予算提案額】

- ・予算提案権の限度額は、各地域ごとに人口・面積を考慮して上限（概ね 650 万円）を設定し、単年度ではなく中・長期的な事業実施もできるよう、提案されなかった額を基金として積立てられるようにしている。



3. 協議会別提案額等（令和7年度提案額）

（千円）

協 議 会	人口（人）	提案枠	予算額	繰越額
池田地域コミュニティ推進協議会	14,493	12,113	7,659	4,454
秦野地域コミュニティ推進協議会	10,734	8,740	8,016	724
北豊島地域コミュニティ推進協議会	12,528	8,256	7,169	1,087
くれは地域コミュニティ推進協議会	11,952	6,900	6,812	88
石橋地域コミュニティ推進協議会	11,664	9,359	5,385	3,974
五月丘地域コミュニティ推進協議会	6,746	11,988	7,455	4,533
石橋南地域コミュニティ推進協議会	7,115	11,523	4,834	6,689
鉢塚・緑丘地区コミュニティ推進協議会	9,038	9,910	8,039	1,871
神田地域コミュニティ推進協議会	9,519	13,577	8,708	4,869
ほそごう地域コミュニティ推進協議会（細河地区）	4,068	6,505	6,505	0
ほそごう地域コミュニティ推進協議会（伏尾台地区）	4,851	8,417	6,912	1,505
合 計	102,708	107,288	77,494	29,794

※人口は令和6年4月1日現在。

※提案枠には、地域分権推進基金の36,402,000円を含む。

4. 主な提案事業（令和7年度）

事 業 種 別	事 業 名	予算額（千円）	提案件数
安 全 ・ 安 心	道路安全対策事業	2,379	5
	地域自主防災体制強化事業	2,523	12
	防犯カメラ設置・運営事業	5,961	8
	小 計	14,186（18.3%）	41
福 祉	高齢者等配食サービス補助事業	1,950	1
	子育て支援関連事業	2,262	9
	小 計	4,698（6.1%）	15
環 境	花いっぱい整備事業	1,038	8
	地域美化事業	494	2
	小 計	2,872（3.7%）	18
広 報	地域掲示板設置事業	1,638	5
	コミュニティ紙等発行事業	3,248	10
	小 計	6,247（8.1%）	21
コミュニティ振興	協議会事務所設置事業	10,984	6
	地域行事・イベント事業	17,608	40
	小 計	35,682（46.0%）	68
そ の 他	公園整備事業	3,050	1
	地域内会館改修事業	5,164	7
	小 計	13,809（17.8%）	23
合 計		77,494（100.0%）	186

コミュニティ活動

市民の連帯意識の高揚と良好な地域社会の形成をはかるため、コミュニティ活動施設の運営や自治会、町内会をはじめとする地域組織との連絡調整などを通して、市民の自発的なコミュニティづくりに対する条件整備に努めている。

1. 共同利用施設

航空機騒音対策のための用途に加えて、地域のコミュニティ活動の拠点として、共同利用施設 30 館を設置している。

施設の管理運営は、平成16年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成する各会館運営委員会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
神 田 会 館	神田3丁目5番16号	昭和44年4月
豊 島 南 会 館	豊島南1丁目8番5号	昭和46年4月
住 吉 会 館	住吉2丁目3番24号	昭和46年4月
秦 野 会 館	旭丘1丁目9番G-101号	昭和48年5月
呉 服 会 館	呉服町11番1号	昭和48年4月
豊 島 北 会 館	豊島北1丁目7番17号	昭和49年7月
早 苗 の 森 会 館	神田4丁目7番2号	昭和50年4月
井 口 堂 北 会 館	井口堂1丁目6番4号	昭和51年6月
神 田 北 会 館	神田1丁目28番27号	昭和52年4月
宇 保 会 館	宇保町5番17号	昭和53年4月
城 南 会 館	城南1丁目8番22号	昭和53年4月
空 港 会 館	空港1丁目11番4号	昭和54年3月
鉢 塚 会 館	鉢塚2丁目8番5号	昭和54年4月
五 月 丘 会 館	五月丘2丁目4番1号	昭和54年4月
脇 塚 会 館	神田2丁目18番32号	昭和55年5月
桃 園 会 館	桃園1丁目9番12号	昭和55年6月
上 池 田 会 館	上池田1丁目9番19号	昭和55年8月
旭 丘 会 館	旭丘3丁目7番13号	昭和56年4月
渋谷 会 館	渋谷3丁目3番18号	昭和56年4月
南 畑 会 館	畑1丁目7番4号	昭和57年3月
荘 園 会 館	荘園1丁目7番13号	昭和57年3月

花 園 会 館	旭丘1丁目1番10号	昭和57年5月
石 橋 北 会 館	石橋2丁目4番16号	昭和58年4月
宮 之 原 会 館	神田4丁目10番10号	昭和58年4月
中 之 嶋 会 館	神田3丁目8番12号	昭和59年4月
河 原 島 会 館	神田3丁目5番21号	昭和59年4月
姫 室 ・ 室 町 会 館	姫室町3番1号	昭和60年4月
北 神 田 会 館	神田2丁目21番28号	昭和60年4月
池 田 駅 前 北 会 館	菅原町3番1号 ステーションN内	昭和60年5月
池 田 駅 前 南 会 館	呉服町1番1号 サンシティ池田内	昭和62年4月

2. コミュニティセンター

市民や各種団体の交流並びに教養の向上、福祉の増進に役立てることを目的とする複合的な施設であるコミュニティセンター3 館を設置し地域の実情に即した運営に努めている。

施設の管理運営は、平成 16 年度から「指定管理者制度」を導入し、地域団体などで構成するコミュニティセンター管理運営委員会を指定管理者に指定して、より効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称		所 在 地	開 設 年 月
伏尾台 コミュニティセンター	伏尾台第1会館	伏尾台3丁目4番地の3	昭和56年12月
	伏尾台第2会館	伏尾台1丁目188番地	平成 3年 4月
細河コミュニティセンター		東山町617番地の1	平成11年 4月

3. 石橋会館

平成31年4月1日より市民の文化活動の場の提供による市民の知識及び教養の向上や市民活動及び市民相互の交流促進を目的に石橋会館が設置され、まちづくりのにぎわいの創出や、個性豊かで活力ある地域社会の実現に努めている。

施設の管理運営は、「指定管理者制度」を導入し、石橋南地域コミュニティ推進協議会を指定管理者に指定して、地域の特色を生かしたより効果的、効率的な施設の管理運営に努めている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
石 橋 会 館	石橋4丁目6番2号	平成31年4月

公 益 活 動 の 促 進

1. 市民活動交流センター管理運営事業

令和4年6月1日より公益活動その他市民の多様な活動を促進し、並びに幅広い世代の市民が集い、及び交流するための施設として、共同利用施設池田会館、栄本町コミュニティセンター及び公益活動促進センターを統廃合し、設置している。

施設の管理運営は、「指定管理者制度」を導入し、NPO法人トアエルを指定管理者に指定して、より効果的、効率的な施設の管理運営に努めるとともに、公益活動に係る情報の収集・提供、助言及び応談を行っている。

名 称	所 在 地	開 設 年 月
市民活動交流センター	新町1番8号	令和4年6月

2. 公益活動促進基金事業

市民から、市及び中間支援組織（市長が指定するものに限る。現在は、社会福祉法人池田市社会福祉協議会及びNPO法人トアエルの2団体）に贈られた公益活動の促進のための寄附金と同額を、市が一般財源から拠出し積み上げるマッチングギフト方式の基金を運用している。

公益活動促進基金は、公益活動を行うものへの事業助成の原資となっている。

【令和6年度末基金残額 14,525,932 円】

3. 公益活動助成事業

公益活動の更なる活性化及び公益活動を行うものの自立を図るため、公益活動に対して助成金の交付を行っている。

【令和6年度 13団体 665,400 円交付】

4. 市民協働事業提案制度

市民は、市が現に実施している（今後実施し得る）事業の中で、市民協働可能なものについて、提案することができる。

【令和6年度 協働事業提案数 0 件】